

# 本年産米の品質 史上最悪？

本年の稲作は春先の異常低温、霜害による近年まれに見る苗不足でスタートし作柄が憂慮されてきた。

七月上旬からの天候回復で稲の生育も一部回復し、分けつ、草丈とも昨年よりやや低下する程度までにこぎつけ、その後七月下旬から八月十四日まで連日三十四度Cを越す暑さが続き、八月六日には三十七・四度Cを記録し早生種の出穂期にかなりの悪影響を与えた。

この暑さは明治四十二年に次ぐ異常高温が続いたといわれ稲の早期老化に一層の拍車をかけてきた。

一方八月十六日、十九日には逆に最低気温が本村付近でも十四・五度Cも低下し、これまた明治二十六年以来の記録を示し、稲の稈長は四から五%短く、一穂粒数も全般的に少な目、稈歩合も昨年より四から五%低下、干重粒も品種によっては低下し更に乳白も越路気象の関係で小さ目。



〔8月31日村作況調査本場地内〕

早生にも多くなり、収量的、品質的にもプラスの要素は一切失なわれてしまった。品質低下に直接の原因はないとはいえないものの収獲作業の機械化体系である。本村ではこの秋に運搬された自脱型コンバインが何と三百台を越し、激しい勢いでコンバインの普及が進んでおり、コンバインの普及率が品質低下のパロメーターともいわれるかのように、本県でも比較的普及のおくれている山間地と平場での産米検査成績が大幅に差を生じており山間地では上位等級米が平場の四から五倍程度であり新潟市、西蒲原では上位等級米が10%台に落ちている。本年は収穫期に「品質向上月間」を設け、県産米の品質向上を果てるのみで展開し、本村もこれに並行して「小平分生産組合」を「品質向上最重点地区」に指定し運動を推進してきたが、村内の検査が進むにつれ

て上位等級米の比率が下がり、意図的な検査成績に関係者一同首を傾ける外はない実態である。今後はこの原因究明に関係機関一体となって努力し、良質米の生産目標を達成することが本村農業の発展に役立つ手段でもあり、米作農家からもこの苦杯を二度と繰り返さないよう、ご協力をお願い申し上げます。

(農政課)

児童手当制度は、わが国社会保険制度のなかでまだ実現していない唯一の制度として、また児童福祉の増進をはかるうえでの重要な制度として、その早期実現がかねてから懸案となっておりましたがさきの国会において児童手当法が成立し、いよいよ明年一月から実施されることになりました。

そこで、この制度のおもな点について紹介しましょう。

一、制度の目的

## 児童手当制度 明年1月スタート

児童を養育している人に児童手当を支給することに よって、児童の育成の場である家庭における生活の安定をはかるとともに、次代の社会にならう児童の健全な育成と資質の向上をはかることを目的として、

二、支給を受ける人  
豆と手当の額

児童を養育している人に児童手当を支給することに よって、児童の育成の場である家庭における生活の安定をはかるとともに、次代の社会にならう児童の健全な育成と資質の向上をはかることを目的として、

二、支給を受ける人  
豆と手当の額

十八歳未満の児童を三人以上養育している者に対して、三人目以降の児童で義務教育終了前のもので、つき月額三千円の児童手当が支給されます。

ただし、その人が高額の所得がある場合には支給されないことになっております。昭和四十六年度では扶養親族等五人の場合で、前年の収入が二百万円以上であると支給されません。

なお、支給の対象となる三人目以降の児童は段階的に拡大することとしておりますので、最初の年(昭和四十七年一月一四八八年三月)はこれを五歳未満の児童とし、昭和四十八年四月から四十九年三月までは十歳未満の児童に上げ、昭和四十九年四月から義務教育終了前の児童となります。

三、支給を受ける方法

児童手当の支給を受けようとする人は役場に申し出て、村長の認定を受けていただきます。

認定されれば、毎年二月、六月十月の三回に分けてそれぞれ前月までの手当がまとめて市町村から支払われますが、昭和四十七年一月分と二月分の児童手当は三月に支払われます。

四、申請についての必要書類

イ、印鑑

ロ、加入している年金等の被保険者又は組合員証

ハ、昭和四十五年一月一日以降において黒崎村へ転入された方は前住所地よりの前々年分所得証明書(扶養親族等の有無、及数の記載されたもの)

※なお、公務員については、国地方公共団体、三公社において直接、認定および支給が行われます。

## 等級別売渡状況の推移

		黒崎村						
年産米	総数	1等	2等	3等	4等	5等	等外	規格外
41	数量	107,335	16,333	74,322	14,246	669	93	1,672
	%	100.0	15.2	69.3	13.3	0.6	1.6	
42	数量	129,886	37	30,758	70,092	26,318	1,307	263
	%	100.0	23.7	53.9	20.3	1.0	1.1	
43	数量	136,218	2,898	56,961	65,452	9,570	3	1,334
	%	100.0	2.1	41.8	48.1	7.0	1.0	
44	数量	105,862	476	20,604	60,548	20,693	733	2,808
	%	100.0	0.4	19.5	57.3	19.5	3.3	
45	数量	105,119	234	37,263	59,358	6,146		2,118
	%	100.0	0.2	35.4	56.6	5.8	2.0	
46	数量	79,427		12,657	57,523	5,072		4,175
	%	100.0		15.9	72.4	6.4	5.3	

46年産米は10月13日現在の検査成績

## 一歳となった 新都市計画法

昨年の十一月新都市計画法に基づく所謂の線引きが済んで既に一年をむかえようとしている都市と農業との健全な調和を図りながら健康で文化的な村造りをねがうとして進められてきた新都市計画法もさして実際法律の運用となるに難かしい問題が多くあり近頃漸く村民の皆さんから市街化区域(市街化をすすめる区域)と市街化調整区域(市街化を抑制する区域)の内容が理解されるようになってきた。そこで昨年から発足十一月ヶ月を経た本村の市街化区域の農地転用の状況を申上げて皆さんの参考としたい。まず住宅を建てる目的で農地の許可届をされた方は件数で一七〇件、面積で四六九七〇㎡、その他の転用で(車庫、物置、倉庫、資材置場など)件数二二件、面積で二一六九七㎡、合計で二〇一件の五三三三〇㎡となっている。また調整区域では原則として特定の建物等以前に転用は許されてないが、それでも件数二二件、面積で二一六九七㎡、これを合すると一年間の転用は件数で約二五〇件前後、面積で九haにも及び、このままの状態ですと今後進むとすれば十年後には本村の市街化区域の大半が建物等に潰れることとなる。転用内容は様々であるが主として個人住宅

なかでは工場、ボウリングセンター、店舗、貸住宅、ドライブイン等々で、これから益々本村の都市計画が具体化され都市環境の整備がのぞまれる一方、調整区域内農地については継続的に農業の振興大等農業の近代化を進めるところであるが、市街化農地の喪失と相俟ってかなりの農地移動がみられ件数にして一七一件面積にして二一、一七haで、内容としては売買交換、贈与、賃貸借に大別されるが、最近村外出作も意欲的である。やはり移動形態としては小規模農家から中規模以上の農家層の移動が目立っている。

特にこれから北陸高速自動車道建設による用地買収や上越新幹線等により大量の農地が失われることが予測され、代替地等をめぐる農地取得の波紋が当分心配されるこのように大きく変貌しつつある本村の土地移動形態に伴ないもう一つ考えられることは土地の権利保全問題でないだろうか。土地地価の高騰がその追打ちをかけ、土地をめぐる紛争は種々の角度からその要素を多分に含んでいると考えられる。

例えば、一件の土地の移動が起ることにより契約、申請、共済、税等まして贈与、相続等について

は民法上の問題が複雑に絡み、時には、みにくい人間関係の利害の場となって、果ては調停裁判に持込まれる例は最近少なくない。

農業委員はこれら紛争の未然防止や農地の交換等を含め農地の利用関係の調整に関する事項も重要な仕事の一端となっているので、今こそ皆様方の相談相手となられる時宜と考えていますので、気軽に利用願います。なお農業委員会は毎月上旬に定例開催いたしておりますが、特に申請については

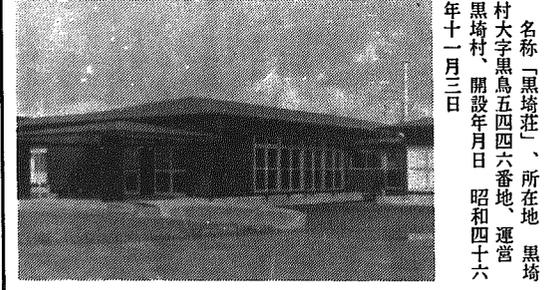
## 老人憩の家 「黒崎荘」完成

老人憩の家「黒崎荘」が十一月二日完成、十一月三日オープンいたしました。老人の方がたを始め、村民各位のご来場をお待ちしております。

この「黒崎荘」は黒崎村の老人福祉を増進する目的をもって建設されたもので、その他一般住民のかたからもひろく「憩いの場」として利用していただきたいと思っております。

建設に当りましては篤志家及び各種団体のご寄進で備品等を完備させていただきました。造園計画等は昭和四十六年度以降計画の予定であります。

近代的な超音波温泉に浸り静かな田園風景を眺めるひとときも格別な気分かと思えます。又附近には本村の歴史を物語る結立八幡宮があり、自然の公園ともなり散策には最適な環境かと存じます。



名称「黒崎荘」、所在地 黒崎村大字黒鳥五四四六番地、運営 黒崎村、開設年月日 昭和四十六年十一月三日

工事概要  
工期 昭和四十六年七月十五日  
昭和四十六年十月三十一日、敷地面積三七二〇、九六㎡、建築面積五〇三、四八四㎡、構造 木造平家建シテ、設計者 堤建築設計事務所、施行 黒崎村樋口組 黒崎荘の使用について

一、申込み手続

(1) 黒崎村に住所を有する満六〇歳以上の老人及び村民のかたがたはお気軽に黒崎荘へおいで下さい

(2) 十人以上の団体は使用する一週間前までに黒崎荘へ申し込んで下さい。(電話でも可)

(3) 料金は使用当日受付でおさめてください。

二、使用料

村内の老人一人につき五〇円、その他一〇〇円、村外のもの二〇〇円。

三、利用時間

(1) 五月一日～九月三十日  
午前九時～午後五時

(2) 十月一日～四月三十日  
午前九時～午後四時

四、休日

(1) 毎週月曜日、十四日

(2) 八月十三日、十四日

(3) 十二月二十八日、一月三日

(4) その他特別の事由の日

五、その他

老人憩の家は湯茶を除き飲食物の提供は一切いたしませんので、各自調達のうえおいでください。

「タバコ」は  
村内のたばこ屋さ  
んで買います